

東教委第775号
令和4年1月12日

村内保護者各位

東村教育委員会
教育長 比嘉 鶴見
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」における村内幼稚園、小・中学校の学校生活について（通知）

初春の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新年早々ではありますが、急激な新型コロナウイルス感染者の急増に伴い、沖縄県は「まん延防止等重点措置」を適用されております。東村内においても感染者が増加しており、北部保健所管内の感染者は1月11日現在61名と依然厳しい状況にあります。

東村教育委員会としましても、感染者の急激な増加の現状を重く受け止め、園児児童生徒と村内教職員等の新型コロナウイルス感染予防対策を図ってまいります。

そこで、みだしのけん、1月31日まで下記のとおりとするとともに、令和4年1月7日付、東教委第766号は廃止します。 幼稚園、小・中学校におかれましては、園児児童生徒の安心・安全を最優先に教育活動の実施について判断していきます。保護者の皆様には大変ご負担をおかけいたしますが、今後とも感染症対策に御理解と御協力をお願いいたします。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は別途通知いたします。

記

I 学校生活について

- (1) 児童生徒同士の学習用具の貸し借り等は、行わない。
- (2) 教科等における授業において、グループ学習等、密になる学習形態は避ける。
- (3) 体育科の授業においては、用具等について不必要に使いまわしをしない。また、使用後には、用具等の消毒を確実に行う。
- (4) 音楽科の授業において、合唱・合奏等は控える。
- (5) 校外学習は、実施しない。
- (6) 集合学習は、オンライン等に限定する。
- (7) 給食は、密にならないよう工夫する。
- (8) 清掃において、使用頻度の高い箇所の消毒を行う。
- (9) 教室等の換気を確実に行う。
- (10) 学校車等を使用する場合、隣同士で座席をしない等、感染対策を徹底する。

※東中学校3年生は、1月11日（火）から14日（金）の4日間、在宅での学習期間とする。

2 学校行事について

- (1) 人の密集が過度になるリスクが高い行事については中止または開催方法を検討する。
- (2) 保護者と園児、児童生徒が一緒に行う共同作業は、クラスターが発生する可能性もあるため実施しない。
- (3) 外部講師等を招聘しての講演会等は、対面方式にならないようオンライン等に限定する。

3 部活動について

- (1) 小学校のミニバスケットボール部、中学校の男女バスケットボール部、音楽部の練習は、当面の間休止とする。

- (2) 早朝練習、児童生徒同士の自主練習等も行わない。

※詳細については、「令和4年1月11日付教保第1585号『まん延防止等重点措置』指定に伴う『1月11日～1月31日』期間中の県立学校における部活動について」を参照すること。

<https://qr.quel.jp/pv.php?b=https://adobe.ly/33fAPnE>



4 幼稚園について

- (1) 幼稚園は密になるような遊びは、可能な限り避けるようにする。

- (2) 預かり保育については実施する。ただし、可能な限り、速やかに帰宅するようにする。

- (3) 体育教室、英語教室については、当面の間実施しない。

5 感染者が出了した場合の対応

(1) 園児、児童生徒が感染した場合

学 校・・・濃厚接触者の特定までの期間及び消毒に必要な期間を休校。(原則5日間)

園児、児童生徒 登園、登校しない。(治癒するまで)保健所の指示のもと判断する。

(出席停止の扱い)

(2) 園児、児童生徒が濃厚接触者の場合

園児、児童生徒 登園、登校はしない。(感染者と最後に濃厚をした日の翌日から起算して2週間)

(出席停止の扱い)

※検査の結果「陰性」と出ても保健所が示した待機期間を遵守する。

(3) 同居家族が濃厚接触者の場合

園児、児童生徒 登園、登校はしない。また、同居家族がPCR検査の結果、陽性の場合は(2)の対応となる。(出席停止の扱い)

6 発熱や風邪等の対応

保健所の指示を仰ぐようとする。

(1) 園児、児童生徒に発熱等風邪症状がある場合

園児、児童生徒 登園、登校しない。(症状が治まらない場合はかかりつけの病院を受診。医師の指示に従う)

(出席停止の扱い) 症状が快癒したら登園、登校させてもよい。

(2) 同居家族に発熱等風邪症状がある場合

園児、児童生徒　　登園、登校はしない。(同居家族から少しでも体調に異変を感じる、あるいは風邪発熱等の症状が治まらない場合はかかりつけの病院を受診して医師の指示に従う)　出席停止の扱い

※症状が快癒したら登園、登校させてもよい。

7 その他

- (1) 家庭内感染予防のため、自宅でも手洗いや定期的な共有部分の消毒等を行う。
- (2) 子どもが欠席する場合、幼稚園、小・中学校への連絡を確実に行う。
- (3) 早寝・早起き・バランスのとれた食事等、生活リズムの確立を図る。
- (4) 感染不安やその他の理由により欠席する場合は、担任等と連絡を取り合い、オンラインでの授業参加や課題提示等に取り組むようとする。
- (5) 中学校3年生の村営塾に通っている生徒は、学習に入る前に検温や消毒等を確実に行う。発熱や気分不良等があれば無理をせずに休むようとする。
- (6) 感染拡大が本島全域に広がっているため、人が多く集まる施設に行くことは控えるようする。やむを得ず行く場合にも、短時間で済ませるよう工夫する。
- (7) 受験を控えている中学校3年生等が安心して学習できるよう、登校や学習方法等について相談したいことがあれば、中学校や東村教育委員会へ連絡をする。

本件担当

東村教育委員会 指導主事 泉川 良之

TEL 0980-43-2130 FAX 0980-43-2017

e-mail:yoshiyuki.i@vill.okinawa-higashi.lg.jp